地　域　再　生　計　画

１　地域再生計画の名称

高知県西部の観光と産業を支えるみなとづくり計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

高知県

３　地域再生計画の区域

高知県高岡郡中土佐町、高岡郡四万十町、四万十市、土佐清水市及び宿毛市の区域の一部（久礼港、下田港、清水港、あしずり港、下川口港、小室漁港、窪津漁港及び田ノ浦漁港）

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現況

高知県の西部に位置する本地域は、山・川・海の恵まれた自然環境を活かした水産業など第一次産業を中心に栄えてきたが、年々、人口減少や高齢化が進行していることから、地域の労働力の減少や地域経済の縮小が引き起こされているところである。

こうした状況に歯止めをかけるためには、産業分野を超えた取り組みが必要であり、地域の「食」である水産物や「自然（海）」を活かした海洋レジャーなど地域全体の連携による滞在型・体験型観光の推進等による交流人口の拡大を図ることで、地域経済の活性化を促進する必要がある。

地方港湾である久礼港、下田港、清水港、あしずり港及び下川口港は、古来より物流拠点として背後圏の経済活動を支えるとともに、小室漁港、窪津漁港及び田ノ浦漁港をはじめとする県西部地域の漁港と連携し、高知県の基幹産業である水産業を支えてきた。

窪津漁港で陸揚げされる水産物は、清水港に設置されている水産物の購買施設に販売されるとともに、あしずり港内にある食堂で提供されている。

また、田ノ浦漁港においては、周辺漁港の陸揚げ機能を集約することで産地の競争力強化を図るとともに、水産加工場の整備により直販所等において加工品の販売を行うなど地産地消の推進や地域活性化、水産振興、雇用創出といった地域振興にも寄与しているところである。加えて、田ノ浦漁港は県内唯一の流通・輸出拠点漁港であり、県内の水産業の振興のみならず水産物を活かした広域的な観光振興を図るうえでも重要な漁港である。

一方で、近年では、久礼港、下田港、下川口港及び小室漁港において港を活用した体験型観光やイベント等が行われていることに加えて、ホエールウォッチングやシーカヤック、釣り等の海洋レクリエーションの基地として港湾、漁港が活用されるなど観光拠点としての役割を港が担っている。

また、第２期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「新たな付加価値の創造を促す仕組み」の構築に資する具体的な事業として、遊漁船業等の振興や漁港等の整備による遊漁や体験漁港の振興により、漁村におけるサービス業の創出が位置付けされている。

加えて、地域の強みを活かした「外貨を稼ぐ」観光地域づくりの一層の推進を図るために県全域で広域を単位とする幅と厚みのある「外貨を稼ぐ」滞在型の観光地域づくりの推進、「自然」「歴史」「食」の観光基盤を活かした多様な周遊の仕組みづくりや観光拠点整備も総合戦略に位置付けられており、広域観光推進及び観光拠点整備に取り組むこととしている。

４－２　地域の課題

本地域においては、漁獲量の減少や魚価の低迷、資材費の高騰などが漁業者の所得に影響を及ぼし、経営の厳しい状況が続いている。

また、新型コロナウイルスの影響により、本地域を訪れる観光客の減少が続いている状況にある。

久礼港においては、高波浪時に防波堤からの越波が生じるなど船舶の安全な航行や係留に支障をきたしており、観光資源である「食」の流通を支える漁業活動の阻害要因となっている。

下田港においては、係留施設や臨港道路の老朽化により船舶の安全な係留や車両の安全な通行に支障をきたしており、漁業活動の阻害要因となっている。また、太平洋に注ぐ四万十川河口部に位置する本港は波浪・洪水等の影響を受けやすく、大型台風が来襲すれば船舶等に被害が生じる現状は、漁業活動の潜在的な阻害要因となっている。

清水港においては、係留施設の老朽化により船舶の安全な係留に支障をきたしており、観光資源である「食」の流通を支える漁業活動の阻害要因となっている。

あしずり港においては、客船受入に活用している岸壁の老朽化やイベントに活用している緑地の老朽化が観光拠点としての魅力を低下させ、観光振興の阻害要因となっている。

下川口港においては、護岸の変状が進行すれば航路側に倒壊し、船舶の安全な入出港ができなくなることで、観光資源である「食」の流通を支える漁業活動の阻害要因となることが懸念されている。

小室漁港においては、航路に土砂が堆積していることから船舶の安全な航行に支障をきたしており、漁港利用者数減少の一因となっている。

窪津漁港においては、漁具保管修理施設用地に設置している防護柵の老朽化により、安全な漁具の保管修理等に支障をきたしており、漁港利用者数減少の一因となっている。

田ノ浦漁港においては、臨港道路の老朽化により、安全な車両の通行に支障をきたしており、漁港利用者数減少の一因となっている。

４－３　計画の目標

港湾施設及び漁港施設の老朽化対策及び港湾荷役の安全性・効率性の向上に資する防波堤等の整備を一体的に行うことで、本地域の水産業及び観光振興を支えてきた港の機能を維持・向上させ、安定した漁業活動や海業の振興、地域の「食」である水産物や「自然（海）」を活かした海洋レジャー等による地域全体における広域的な滞在型・体験型観光の促進を図ることで観光入込客数及び漁港利用者の増加を実現する。

（目標１）中土佐町、四万十町、四万十市、宿毛市及び土佐清水市における観光入込客数の増加
92 万人/年（令和３年）→122 万人/年(令和９年)

（目標２）小室漁港、窪津漁港及び田ノ浦漁港における漁港利用者数の増加
1.5 万人/年（令和３年）→1.6 万人/年(令和６年)

５．地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

久礼港においては、越波が発生している状況に対して防波堤改良により船舶の安全な航行及び係留を実現し、安定した漁業活動及び港湾荷役を目指す。

下田港においては、物揚場及び臨港道路の老朽化対策並びに水門整備による波浪・洪水対策により安全な港湾利用を実現し、安定した漁業活動及び港湾荷役を目指す。

清水港においては、物揚場の老朽化対策により船舶の安全な係留を実現し、安定した漁業活動及び港湾荷役を目指す。

あしずり港においては、防波堤及び岸壁の老朽化対策により安全な港湾利用を実現し、安定した漁業活動及び港湾荷役、客船寄港の増加を目指す。また、陳腐化した緑地の改良により、港を核とした観光利用促進を目指す。

下川口港においては、護岸の老朽化対策により安全な港湾利用を実現し、安定した漁業活動を目指す。

小室漁港においては、航路の浚渫及びサンドポケットを整備することにより、船舶の安全な航行を実現し、安定した漁業活動や海業の振興を目指す。

窪津漁港においては、漁具保管修理施設用地に設置している防護柵の老朽化対策により、安全な漁具の保管修理等を実現し、安定した漁業活動や海業の振興を目指す。

田ノ浦漁港においては、臨港道路の老朽化対策により安全な車両の通行を実現し、安定した漁業活動や海業の振興を目指す。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

（１）地方創生港整備推進交付金【Ａ３０１０】

［施設の種類と事業主体］

・港湾施設（久礼港、下田港、清水港、あしずり港、下川口港）　高知県
・漁港施設（小室漁港、窪津漁港、田ノ浦漁港）　高知県

［事業期間］
・港湾施設　令和５年度～令和９年度
・漁港施設　令和５年度～令和６年度

［整備量］
・港湾施設　外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾環境整備施設
・漁港施設　水域施設、輸送施設、漁港施設用地

［事業費］
総事業費　1,612,000 千円
港湾施設　1,502,000 千円（うち交付金 554,000 千円）
漁港施設　110,000 千円（うち交付金 57,500 千円）

［事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法］

（令和/年度）	基準年 R３	R５	R６	R７	R８	R９
指標１　観光入込客数の増加						
観光入込客数	92 万人	115 万人	116 万人	118 万人	120 万人	122 万人
指標２　漁港利用者数の増加						
漁港利用者数	1.5 万人	1.55 万人	1.6 万人	1.6 万人	1.6 万人	1.6 万人

毎年度終了後に高知県が速やかに状況を把握する。

［事業が先導的なものであると認められる理由］
（政策間連携）
港湾及び漁港を一体的に整備することにより高知県西部地域における広域観光の推進が図れるなど、個別に整備するのに比べて各港の連携による相乗効果が期待できるという点で、先導的な事業となっている。
（デジタル社会の形成への寄与）
港湾においては、３次元モデルを活用した建設現場の生産性の向上や維持管理の効率化に資する ICT 活用工事を推進しており、防波堤整備（ブロック据付工）においては、ICT 機器を用いた 3 次元測量を行うことによりデジタル社会への形成に寄与する事業となっている。また、ICT 活用工事や点検で得られた情報をサイバーポートで管理することにより維持管理の効率化、災害時の迅速な復旧が実現される。
漁港においては、地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効率的に施設を復旧し、水産業を早期に復興するため、小室漁港及び窪津漁港においては漁港情報クラウドシステムを導入し、漁港施設情報の集約・電子化とともに、ICT を活用した漁港施設の適正管理と管理の高度化・効率化を推進している。

また、田ノ浦漁港においては令和６年度に水産基盤整備事業活用し、漁港情報クラウドシステムを導入することとしている。

５－３　その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「高知県西部の観光と産業を支えるみなとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

（１）

（１）広域観光推進事業

内　　容　広域観光組織が行う企画・統括、情報発信、旅行商品造成・販売、観光人材育成、広域観光のブランド化に関する取組であって、広域観光組織の機能強化による広域的な観光振興に資するものに補助金を交付する。

実施主体　高知県

実施期間　令和５年度以降も継続予定

（２）水産基盤整備事業

内　　容　地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効率的に施設を復旧し、水産業を早期に復興するため、漁港情報クラウドシステムを導入し、漁港施設情報の集約・電子化とともに、ICT を活用した漁港施設の適正管理と管理の高度化・効率化を図る。

実施主体　高知県

実施期間　令和６年度

６　計画期間

令和５年度～令和９年度

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

４に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に高知県が速やかに状況を把握する。

観光入込客数の増加目標に係る基礎データは、関係市町及び観光協議会の観光入込客数調査結果を用いる。

また、漁港利用者数の増加に係る基礎データは、漁業体験や直売所の利用人数等を調査している漁村の交流人口調査結果を用い、中間評価及び事後評価を行う。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和４年度 （基準年度）	令和７年度 （中間年度）	令和９年度 （最終目標）
目標１ 観光入込客数の増加	92 万人/年	118 万人/年	122 万人/年
目標２ 漁港利用者数の増加	1.5 万人/年	1.6 万人/年	1.6 万人/年

※基準年度の観光入込客数は令和３年、漁港利用者数は令和３年度の数値

（指標とする数値の収集方法）

項　　目	収集方法
観光入込客数	観光入込客数調査結果より
漁港利用者数の増加	漁村の交流人口調査より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

１．事業の進捗状況

２．総合的な評価や今後の方針

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

４に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（高知県、港湾・海岸課及び漁港漁場課のホームページ）の利用により公表する。